

苫小牧イノベーション活性化事業（新型コロナウイルス特別枠）補助金Q & A

| | | |
|---|----------------------------------|--|
| 1 | イノベーション活性化事業とは。 | 他の企業がもつ先進的な技術やアイデアを導入し、新規事業の創出や課題解決に取り組む市内企業に対し、補助金を交付します。 |
| 2 | 新型コロナウイルス特別枠の対象となる事業は何か。 | 新型コロナウイルス感染症に対応するための新ビジネスモデルの構築、新技術の開発、業務プロセスの再構築により、付加価値の向上・利益の拡大等を図る事業です。 |
| 3 | 新型コロナウイルスの影響により売上が減っているが、対象になるか。 | 売上が減っているだけでは対象になりません。上記のような事業を計画する企業が対象となります。 |
| 4 | 対象となる事業は、すべて採択されるか。 | 8月24日の申請受付締め切り後、審査会を経て採択決定されます。 審査会では、申請のあったすべての事業について評価を行い、予算の範囲内で評価の良い事業から順に採択されます。 |
| 5 | 審査の評価基準は何か。 | 申請書にも記載していますが、①新型コロナウイルス感染症との関連性について、②事業を実現できる見込みについて、③新規性・独創性について、④事業を行う緊急性について、⑤地域への波及効果についての5項目について、総合的に判断して決定します。 |
| 6 | 事業費の下限はあるか。 | ありません。 |
| 7 | 補助金は、事前に受け取り、事業を遂行することはできるか。 | 実績報告に基づいた精算払いのため、補助金を事前にお支払いすることはできません。 |
| 8 | 実績報告はいつまで提出する必要があるか。また、必要な書類は何か。 | 補助事業終了の日から30日以内又は令和2年3月19日のいずれか早い方の日までに、実績報告書に添付書類を添えて、提出してください。また、事業内容の報告について、プレゼンテーション等の実施を求める場合があります。添付書類は、事業に係る経費の領収書の写し又はこれに準じる書類及び事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料です。 |
| 9 | 来年度以降も報告する必要があるか。 | 来年度から2年間、当該事業について事業化や商品化についての状況報告をお願いします。 |